平成２３年（フ）第８０９号
宮城県名取市手倉田字諏訪261番地の１　アビタシオンＢ棟102号、開始決定時の住所仙台市太白区長町６丁目８番37号　柿沼アパート１
破産者　佐々木優子（旧姓瀬尾・大道寺）
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
東京都北区赤羽北２丁目15番１―507号
破産者　永田　利春
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸407番地
破産者　目黒幸二郎
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
山梨県中央市東花輪953番地７
破産者　藤原　　保
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
大津市際川４丁目８番16号、前住所大阪府藤井寺市沢田３丁目10番27号
破産者　アクトホビーこと　山田幸太郎
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
広島県尾道市土堂１丁目３番２号
破産者　勝原　好明
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
福岡県糸島市加布里63番地74
破産者　エルスポット・モリこと　森　　和憲
１　決定年月日　平成24年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６号
岩手県久慈市宇部町第20地割131番地２
破産者　坂本　東一
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３１６号
秋田市飯島鼠田３丁目９番７号
破産者　石川　純子
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３７号
秋田市土崎港中央５丁目３番32号
破産者　平澤　敬子（旧姓柴田）
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７０号
秋田市東通３丁目11番22号　レジデンス木村105号
破産者　田中富師子
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５号
福島市永井川字松木下16番地の１　グリーンシャトー101号室
破産者　菅野　惠美
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
福島県いわき市好間町下好間字大館185番地の３
破産者　坂丸　裕一
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８９号
茨城県高萩市大字下手綱981番地の１　県営高萩アパート５―203
破産者　安斎　朋子
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１８号
茨城県日立市会瀬町３丁目12番32号
破産者　菊池　　弘
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８６号
千葉県山武郡大網白里町南玉99番地１　コーポ穴澤202号、住民登録上の住所千葉県山武郡大網白里町北飯塚33番地５
破産者　花岡　利次
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９４号
千葉県山武市白幡685番地13
破産者　千葉　正人
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６０６号
神奈川県大和市南林間２丁目15番20号　パステル南林間102号
破産者　下小路幸治
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０７号
神奈川県大和市南林間２丁目15番20号　パステル南林間102号
破産者　下小路真弓
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部